

「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」検討懇話会 設置要綱

（目的）

第1条 三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）の制定に際して、専門的な見地から意見を聴取するため、「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇話会は、次に掲げる事項に関して検討を行い、必要な助言を行う。

- (1) 三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）の制定に関する事項
- (2) その他、懇話会に掲げる目的を達成するために必要な事項

（委員等）

第3条 懇話会は、環境生活部長が選任する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 環境生活部長が必要と認める場合、委員及びオブザーバーの他に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 環境生活部長が必要と認める場合、懇話会の開催場所とは別の場所にいる委員、オブザーバー及び関係者は、情報通信機器を活用して懇話会に出席することができる。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、就任の日から令和7年5月31日までとする。ただし、委員の再任は防げない。

（座長）

第5条 懇話会には、座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（招集）

第6条 懇話会は、環境生活部長が招集する。

（報償費等）

第7条 県は、懇話会の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

2 県は、懇話会の委員以外の者が懇話会に出席した場合は、その者に対し、報酬及び旅費を支給することができる。

（事務局）

第7条 懇話会の事務局は、三重県環境生活部くらし・交通安全課に設置する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月3日から施行する。